

「建築基準法 68 条の 2 に基づく条例（建築物の制限に関する条例）」に定められる内容

（建築基準法施行令第 136 条の 2 の 5）

条例で定められる事項	条例で定めることができる範囲
建築物等の用途の制限	当該区域の用途構成の適正化、各街区ごとの住居の環境の保持、商業その他の業務の利便の増進その他適正な土地利用の確保及び都市機能の増進による良好な環境の街区の形成に貢献する合理的な制限であることが明らかなもの
建築物の容積率の最高限度	十分の五以上の数値であること
建築物の建蔽率の最高限度	十分の三以上の数値であること
建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地が細分化されることにより、又は建築物が密集することにより、住宅その他の建築物の敷地内に必要とされる空地の確保又は建築物の安全、防火若しくは衛生の目的を達成することが著しく困難となる区域について、当該区域の良好な住居の環境の確保その他市街地の環境の維持増進に貢献する合理的な数値であること
壁面の位置の制限	建築物の壁若しくはこれに代わる柱の位置の制限又は当該制限と併せて定められた建築物に附属する門若しくは塀で高さ二メートルを超えるものの位置の制限であること
建築物の高さの最高限度	地階を除く階数が二である建築物の通常の高さを下回らない数値であること
建築物の高さの最低限度、建築物の容積率の最低限度及び建築物の建築面積の最低限度	商業その他の業務又は住居の用に供する中高層の建築物を集合して一体的に整備すべき区域その他の土地の合理的かつ健全な高度利用を図るべき区域について、当該区域の高度利用を促進するに足りる合理的な数値であること
建築物の形態又は意匠の制限	建築物に関して、その屋根又は外壁の形態又は意匠をその形状又は材料によって定めた制限であること
垣又は柵の構造の制限	建築物に附属する門又は塀の構造をその高さ、形状又は材料によって定めた制限であること